平成２９年（フ）第６５７６号
東京都板橋区幸町１―16―901
債務者　渡邊　良美（旧姓日向野）
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６６３７号
東京都府中市住吉町２丁目20―16―107
債務者　嘉陽田麻未
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３０号
熊本県人吉市瓦屋町2338番地　中村住宅Ａ棟
債務者　吉本ひとみ
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月17日午前11時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２９年（フ）第３１号
熊本県球磨郡山江村大字山田甲1661番地　新寺の下団地19号室
債務者　板﨑　逸己
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月17日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２９年（フ）第１４５２号
横浜市鶴見区上末吉１丁目11番14号
債務者　大木　一夫
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６１８号
横浜市南区六ツ川２丁目54番地２
債務者　武田京子こと　崔　　京子
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６２２号
神奈川県鎌倉市常盤69番地　テラスハウス川端105
債務者　竹永　　詮
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８６２号
横浜市戸塚区平戸１丁目15番46―101号
債務者　渡邉　里美
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月22日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８６７号
横浜市中区本牧間門２番６号　ＴＮビル新本牧302号室
債務者　三上　順一
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８６８号
横浜市保土ケ谷区桜ケ丘１丁目10番８号　カーサ　サラ202号
債務者　村地　亮太
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第５９６３号
埼玉県川口市原町７―21―202
破産者　後藤　公仁
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７６４０号
東京都府中市緑町２丁目29番地の９
破産者　株式会社ベルテック
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２００号
埼玉県さいたま市大宮区宮町５丁目104―301
破産者　藤田　尚子
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９４６３号
埼玉県新座市道場１丁目13番26号
破産者　千代田モーター株式会社
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１０１号
東京都渋谷区恵比寿４丁目18―１―214
破産者　梶原　久美
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５８３号
神奈川県平塚市万田946番地の19
破産者　有限会社星エンタープライズ
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５８４号
神奈川県平塚市万田994―１　カルム小向Ｃ―102
破産者　星　　孝幸
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部